

庭竈の習俗からみた火

著者	森 隆男
雑誌名	関西大学博物館紀要
巻	1
ページ	159-168
発行年	1995-03-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/16510

庭竈の習俗からみた火

森 隆 男

はじめに

火は、生活にとって不可欠ゆえに早くから象徴的な存在として位置づけられてきた。そのため、火の神に関する信仰はかなり複雑である。竈神を例にとっても、「荒神様」のほか、東北地方ではカマガミサマ、陰陽師の活動した地域ではドックサンと呼ばれるなど多くの呼称をもち、性格も作神や家の神、火伏神など多様である。そこで火の神を信仰の面から検討するのではなく、儀礼を通じて火の機能を検討することにより、火の神に対して抱かれてきた意識の基層にあるものを探ってみたい。

井原西鶴は、『世間胸算用』のなかで、「奈良の庭竈」と題して、奈良では大晦日に庭にいろりを作って主人から使用人まで集まり、餅を焼いて食べる習俗があったことを紹介している。この習俗は古い時代の火に対する観念を反映していると思われるが、後述するように奈良では明治まで伝承されていたものの、京都や大阪では近世の中頃には衰退している。本稿では近世の前期の段階で、やはり火に対する古い観念を儀礼として伝承していた出雲国造家の火継ぎ神事を検証し、それをもとに庭

竈の習俗を検討する。

一 庭竈の概要

庭竈についての聞き書きで最もまとまった報告は、『奈良市史』民俗編であろう。少し長いが引用したい。

米谷や中畑でも、昔はオオツゴモリかそのヨイの日にカマヤ（ウチニワ）にわざわざ一メートル四方ぐらいのユルリを掘って木枠をはめ、真中に三本足のカナワを据えて、雑煮はもちろん、一切の煮炊きはここでした。ユルリの四方にワラを敷きつめ、その上にサラ（新しい）のミシロを四枚敷いて、下のワラがはみ出さぬように四辺に太い竹をあてがい、その竹に穴をあけて木片を打ち込んで、それがずれるのを防いだ。お客もここでもてなし、またこの竹を枕にして足をユルリに向けて寝転んで暖をとったりして正月気分を楽しんだ。それ以外の時期にはユルリは埋めて置き、竹と炉縁はしまっておいて、暮になるとまた出して来て使った。いずれも有名な「大和の庭竈」の遺風であり、また新しく竈を築いて正月神の神饌を調達した

名残りと考えられる。

米谷や中畑は奈良盆地の東に位置する高原地帯にあり、東山中と呼ばれる地域である。伝承では「庭竈」の名称は伝わっておらず、「炉開き」と呼ばれた。この地域でこのような習俗が見られたのは、中田大造氏の指摘^⑤によると明治三〇年代までのことである。『奈良市史』が編纂された昭和四〇年頃が、直接経験した人から聞き書きができた最後の時期であろう。

まず奈良に残る近世の文献を使用して検討を進めよう。大和国添上郡田原郷（現奈良市田原）に住んでいた山本平左衛門忠辰が三六歳の延宝四年（一六七六）から八〇歳の享保五年（一七二〇）まで記した日記がある。山本平左衛門が藤堂藩の無足人であったことから、その日記が『大和国無足人日記』の題名で刊行されているが、その中に庭竈に関する記事が数カ所ある。

この日記における庭竈の初出は、貞享三年（一六八六）正月二一日^⑥である。享保二年正月一七日の記事には「訪庭竈夜遊。又六、勘六（中略）等火刃令困居雑話、女子十余人於広敷令福引、亥之終時退散」とある。

この日、平左衛門のほか又六など少なくとも九人以上が火を囲んで雑談をし、女性や子供達は広敷において福引きをして、夜更けに解散したという。広敷とは、この地域に残っている古民家の報告書^⑦によると土間と居間の間に造られた板敷の部屋で、この部屋にはいろりが切つてある。つまり女たちは床上で、男たちは床下でそれぞれいろりを囲み、夜遅くまで楽しい一時を過ごしたようである。この年は正月一四日からこの日までの四日間、庭竈を楽しんだことが記されている。しかし、享保三年

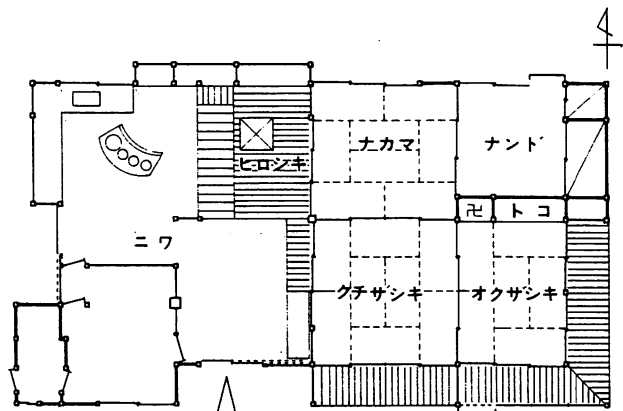


図 東山中の民家（『奈良市民家調査報告書』）

一二月晦日に「庭竈作テ明元朝之餅炙コト百廿余年此間之例也。」と見えることから、山本家では大晦日に庭竈を作つて元旦の餅を焼くことが毎年の行事になっており、このことこそ本来の庭竈の目的であったとみられる。正月の間、暖房の設備として残されて娯楽の場になったのであろう。

なお、ここで留意しておきたいのは、日記中では「庭竈」が行事の名称を指すのではなく、設備を指していることである。しかし文字どおり、それが土で作つた竈であるとは思われない。大晦日に作つて翌元旦の朝に使用することは不可能であろう。次の史料で示すようにいろりとみるべきである。

「山本家百姓一切有近道」は、文政六年（一八二三）に、大和国山辺郡乙木村（現天理市）の大庄屋山本喜三郎が子孫のために記した心得である。この中の大晦日の箇所^⑧に次のようにある。

昼飯たべると其儘ゆるりするなり。このゆるりするのには、来年もいやうかとおもうやうな物に、勝手をおぼえさすために、此のゆるり

もさすなり。其物と式人して例年の通りするやするなり。とこをなすとも、かい物まで一所になをしおくなり。

大晦日の午後、使用人と二人でいろりを作っているが、新しく作るのではないことは、床やカイモノ（支えの木）を直すところからわかる。設備の概要は、『奈良市史』に収録されている伝承と重なる。

庭竈の習俗が見られたのは、奈良に限られたわけではなかった。近世の随筆等から庭竈の行事をみておきたい。

管見では庭竈に関する文献上の初見は、延宝四年（一六七六）に黒川道祐が著した『日次紀事』で、「元旦、庭竈置火爐於庭上、合家鋪席而団坐。是謂庭竈。」と見える。^⑤近世初期には「庭竈」と称する行事が存在し、奈良の伝承のようにいろりを囲むのではなく、火炉すなわち火鉢を置いてそのまわりに座っていたようである。前出の『世間胸算用』巻四でも、「奈良の庭竈」と題しながら奈良では「庭いろり」と呼んでいると記されている。^⑥西鶴は竈もしくは火鉢を囲む庭竈の習俗を知っていたので、いろりを囲む奈良の習俗も「庭竈」として紹介したのである。山本平左衛門が日記の中でいろりを「庭竈」と呼んだのも、彼が書物等で「庭竈」の習俗を知っていてその名称を使用した可能性がある。

正徳三年（一七一三）の序をもつ『滑稽雑談』巻三には、庭竈について比較的豊富な内容の記述がされている。^⑦

庭竈（前略）此事、武家公家などに有し事不聞、京都の地下にも昔は有けるにや、当地沙汰なし。田舎には正月注連の間、尋常の竈の外に、庭上に囲炉裏を構へ、新しき筵をのべ、戸口に清き筵を暖簾のごとくかこひ、家来の男女出入の者など参りつどひ、火を焼い

て薬酒または餅をほこらかしなど、食飽て遊ぶ事侍る、是をにはがまといふ、いかなる遺意にや、聖代に民賑ふと云心にや。

これによると当時京都では、すでに庭竈の習俗は廃れており、著書の四時堂其諺にも習俗の意味がわからなくなっている。なお田舎の習俗として記している内容は、ここまで見てきた奈良の庭竈と同じである。戸口に新しい筵を吊下げたとあるのも、そのためにムシロカケが残っていたことが報告されている。^⑧

また大坂森宮の神官近藤龍翁は、『恵美須草』（延享二年成稿）で「正月三ケ日、或は五ケ日、七ケ日、あるひは十五日まで、家々庭に竈を造、元朝より庭に筵を敷て、主を始下人まで其土間に居て、にはかまどにて雑煮を焼て食事あり。これも今市中には大方絶てせざれ共、（以下略）」と記しており、^⑨十八世紀中頃には大坂市中でも庭竈の習俗が廃れていたようである。『塩尻拾遺』では正月の珍しい習俗の一つとして、「奈良の庭竈など余処にはなし」と紹介しているが、これは一八世紀中頃の状況を記したものだらう。さらに『阿波国風俗問状答』の正月の項に、「庭竈仕候は造酒商賣又は内庭廣き家に仕候」と見える。^⑩

いずれにしても庭竈は、『嬉遊笑覧』が「むかしは奈良のみならずいづくにもあり」としたように、奈良、大阪、京都を含む程度の広がりを持った地域で近世の中頃まで、奈良では明治の中頃まで見られた習俗であったといえよう。

二 火継ぎ神事における火

出雲大社の宮司職は、千家と北島家の代々の国造によって世襲されており、その襲職儀礼は火継ぎ神事と呼ばれている。その儀礼は両家では少し相違する部分もあるが、呼称のように火が重要な意味を持っているようである。国造家という比較的確かな伝承基盤をもつ家に伝えられた、火に関わる儀礼を検証することによって、火に対して抱かれた観念の一端を探ってみたい。まず平井直房氏の研究から、近世前期における火継ぎ神事の概要を火に注目しながら紹介しよう。^⑤

国造が死去するとすぐ、新国造は出雲大社のある杵築から大庭（松江市）の神魂神社へ行き、本殿において火継ぎ神事を行なう。杵築から持参した家伝の火切杵と火切臼で鑽出した火を本殿内の「作りいろり」に移し、真名井神社の神水を用いて炊飯する。国造はその御飯を神前で食べ、一部は一夜酒の材料となる。この神事が終ると「作りいろり」の火は消される。これにより神火の相続が終了したことになる。なお「作りいろり」とは、本殿内の畳を上げて三尺四方に松の厚板を敷き、その上に藁を置いて清浄な土をのせたもので、さらに塩で清めて杉原紙や木綿を置く。

神火相続の儀礼が終了すると、大庭の南約一〇キロメートルのところにある熊野神社から持参された新しい火切杵と火切臼で鑽火し、その火を本殿の床下に臨時に設けられた「お火所」で保存する。大庭に滞在中の国造の食事を調理する際は、必ずこの火を使用することになっている。

翌日は、歯固め、百番の舞、湯立て神楽、相撲の神事等があり、さらに翌日は一日参籠する。そして四日目に熊野神社から持参した火切り道具を二分して、一方を大庭に残し、一方を携えて杵築に帰還する。以後、杵築における国造の日々の食事は、この火きり道具で鑽出した火が使用される。国造邸では早速内祝と祝宴が催されるが、これらの行事は元日の行事と同じ様式であるという。^⑥

なお杵築の国造邸にある「お火所」では神火相続の報告があり次第、それまで使用していた火を消し、道具や食物のすべてを廃棄する。また「お火所」の屋根を葺き替え、壁も塗り替えて、調度類も新調される。^⑦

この火継ぎ神事について平井氏は、国造として霊威と生命力を継承し神と一体化する儀礼であるとし、毎年行なわれる新嘗会において霊威と生命力を更新するとしている。^⑧ まず注目したいのは、霊威の継承に火が象徴的に用いられている点である。慶長三年（一五九八）の北島家方の文書の中で、国造のことを「御火さま」と表現しているのも国造のもつ霊威を火と同一視しているからであろう。^⑨

さて一連の儀礼の中で、二種類の火が認められる。国造自身が杵築から首に掛けて持参した家伝の火切り道具で鑽出した火と、熊野神社から社人が持参した火切り道具で鑽出した火である。両者が対立の関係にあることは、それらが焚かれる場所すなわち床上と床下に分かれることに象徴的に示されているといえる。前者は神への御供を炊き、また翌日の一夜酒の材料を作るための火であり、国造が霊威を受けるために欠かせない神聖な火である。それに対し、後者は大庭に滞在中の国造の食事を作するための火である。換言すれば、国造自体が非日常的存在であるわけ

だが、国造のレベルでみると前者は非日常的な火、後者は日常的な火ということになる。後者の火について、北島家方に残されている史料を用いてさらに検討を加えてみよう。

熊野神社の社人は火切り板一枚を持参し、神魂神社の拝殿で火を鑽出すが、承応三年（一六五四）の史料に「御火所ハ如古例、御本社御床ノ下ヲ櫛ニてかこひ申候」とあるように、この火を本殿の床下を櫛で囲った「御火所」において保存する。この「御火所」のありかたは古態を伝えるものであろう。この点については次節で再度取り上げる。なお天文一八年（一五四九）の史料に「能々火をすみに付とめ置」とあることから、この火は炭を使用して保存されたことがわかる。

万治三年（一六六〇）の北島家方の史料によると火継神事を「人火之御祭」、新嘗会を「地火之御祭」、正月元日の神事を「天火之御祭」といずれも火に関わる名称が付されている。そして「天火之御祭」について次のように見える。

前年新嘗会之時大庭より取帰候天之御火切板ニテ火ヲもミ出シ、兼て先火焼所之灰ヲすて能々きよめ、火を焼付申候、薪ニハ去々年の古キ火切板二枚むち共ニ打わりくべ申候、外ノ薪ヲ少もくべず、なべを改、飯ヲかしき、土器ニもり候を、此の水ハきづしまな井の水にてめし仕候、大晦日のあかつき、人のくまめさきニクミ申候、御火所之庭へ持出、東日ニ向立て居申候、（中略）右天火之御神事之秘密ハ正保二年正月十三日ニ国造広孝我等に御相伝被成候、千家殿家ニ天火之御神事断絶申候。

お火所の炉の灰を捨て、古い火切板と火切杵を燃料として、この火で

飯を炊き御供としたようである。その際使用する水は大晦日の明け方に最初に汲んだ水とあることから、汲む日こそ違うが若水の習俗が想起される。平井氏は「天火之御祭」を、一七世紀前期に北島家において四方拝を真似て始まったとしているが、御供の調達方法については庭竈を含む民間の習俗と共通する部分がある。

さて、文中の「天火之御祭」は熊野神社からもたらされた火切り道具である。新嘗会で使用される火も熊野神社から届けられた火切り道具によって鑽出される。つまり「人火之御祭」「地火之御祭」「天火之御祭」とも熊野神社からもたらされた火切り道具によって鑽り出された火が使用されているのである。また、これらの三神事に共通する点は、境界的な時間に行われることである。新嘗会も近世初頭の当時、一陽来復の時と考えられていたからである。平井氏も指摘されているように、本来は火継ぎ神事の火が絶やすことなく使用されるはずであるが、実際にはこれらの神事の際に新しく火が鑽出されて保存され、使用されてきたのである。これにより靈威が再び活力を取り戻すことが期待されたといえる。

さらに前述のように大庭に滞在中だけでなく杵築における国造の日々の食事も、熊野神社から届けられた火切り道具によって鑽出された火で調えられる。なお熊野神社と国造家の関係であるが、国造家は律令制成立以前から熊野神社の祭神熊野大神を祖神として崇めていたことが指摘されている。

以上の検討から火継ぎ神事の二種類の火について分析を行なうと、次のような結論を導くことが可能ではないか。すなわち、新国造が家伝の火切り道具で鑽出す床上の火は、新国造が前国造から靈威を継承したこ

とを象徴する火であるのに対し、床下の火は国造のもつ霊威の継続と更新を象徴する火である。前者の火が神事の終了後すぐに消されるのは、家伝の火切り道具で鑽出した火を使用して調理した御飯を食べることにより、霊威の継承が完了したと認識されているからであろう。

検証の時点を近世前期としたのは、それ以前の史料がほとんど残存していないことによるが、火継ぎ神事の存在がかなり古くまで遡るとみることが可能であろう。なお床上の「作りいろり」において真名井神社の神水で御供を炊く際、北島家方の史料によると鑽出した火を使用してまず大豆がらを焚くことになっていたという。民俗事例にも元旦に若水にて雑煮を炊く際に豆がらを焚くことが見られる。さらに天火祭において若水の習俗と思われる儀礼がみられたように、上層の家に伝えられた儀礼であるが、民間の習俗との共通性が認められる。

三 庭竈の火

庭竈の火は、前節で取り上げた火継ぎ神事の中で見られる火、特に熊野神社につながる火と重要な点で共通点を持っている。一点目は境界的な時間に行われる習俗において見られること、二点目は床下すなわち土間と密接に関わること、三点目は臨時の設備を必要とすることである。

まず庭竈の境界的な時間である大晦日から正月にかけて行われる目的を検討したい。前出の『恵美須草』には「庭に竈を改造するの意にて、師走にへついのうわぬりなどするも、是を改めるの理なり」とみえ、筆者が竈の更新を目的と考えていたことがうかがわれる。しかし、他の文献上

では習俗の目的はほとんど触れられていないし、伝承でも不明である。そこで、大晦日から正月にかけて行われる火の習俗に注目したい。

和歌山県の中辺路の周辺では、一二月一三日にいろりの薪として普段より大きな樫の木を四本取ってくる。それぞれ大晦日、節分、正月一日の夜、同一四日の夜に燃やした後埋め火とし、翌朝この火を使用して神仏の供物を炊く。この薪をカタキノヨツギと称する。このような習俗は紀伊半島の山間部にかなり広く分布しており、奈良県の下北山村では、大晦日にいろりの灰をすべて取り替えてセツボタを燃やすと報告されている。カタキノヨツギの呼称は「世継ぎ」すなわち時間の継続を、セツボタの呼称は「節楮」すなわち時間の節目を意識したものであろう。

奈良盆地の東部を中心にフクマルヨビと称する習俗が報告されている。

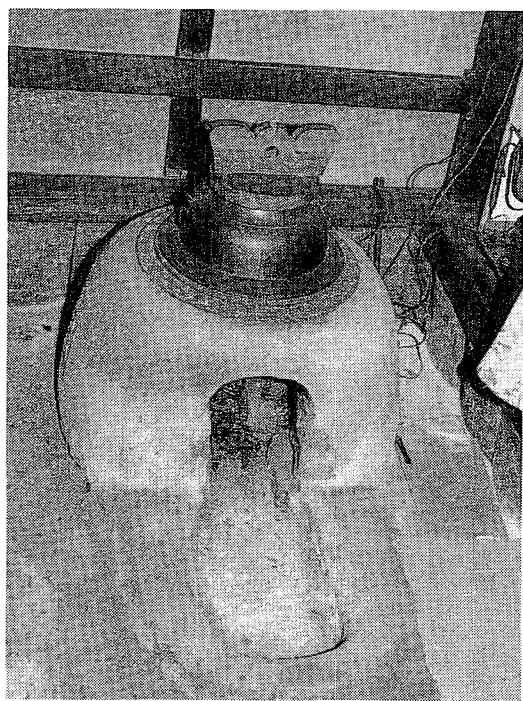


写真1 ヒトツカマドと呼ばれる古態を残す竈 (橿原市今井町 中橋家)

大晦日の夜に、辻などで火を燃やし、その火を持ち帰って神棚の灯明や竈の薪に点け、正月三が日の火種とする行事である。火の代わりに、その付近の石を三個拾ってきて竈のところにおき、一年後に新しく迎えた石と取り替えるところもある。また迎えた火を庭竈の火として使用したという報告もあり、留意したい。行事の名称から福神を迎える意味があるようだが、明らかに火の更新の意味もある。

さらに三輪神社の繞道祭では、京都の八坂神社の「おけら火」と同様、神火を持ち帰り、灯明や雑煮の火種に使用する。

このように大晦日から正月にかけて行われる火の習俗には、更新と、カタキノヨツギのように継続の意識が存在していることがうかがわれる。庭竈の行事の目的もこの点に求めることができ、『惠美須草』の筆者の指摘は妥当といえよう。なお鳥越憲三郎氏が「不絶火の風習があるところでは、必ず火の更新の行事が行われる」と述べているように、継続と更新は火に対して抱かれた観念の両面を示すものである。

次に、庭竈の行事が土間で行われる理由を探ってみよう。『日次紀事』の記事から近世の初めには「庭竈」が行事の名称になっていたことがわかるが、「庭」は関西地方では住居のウチニワを指す。網野善彦氏は、「庭」とは本来共同体的な祭や神事などが行われる場所であったが、それぞれの家に取り込まれていったと指摘している。『庭竈』の「庭」にも当時、儀礼の場としての意識が反映していた可能性がある。

さらに高取正男によると、土間には炊事場、居間、寢所と住居の持つすべての機能が備わっており、堅穴式住居時代の感覚が伝承されているという。つまり床上から下りて土間において火を囲む習俗は、高取正男

の言う「住居の原感覚」を再確認する機会であり、それが儀礼化されたともいえよう。出雲国造家の火継ぎ神事における本殿の床下で保存される火に対しても同じ解釈が可能ではなからうか。いずれにしても両儀礼が古い時代の記憶を伝えていたことは間違いないからう。

最後に、庭竈に臨時の調理設備が必要とされる点について検討しよう。『滑稽雑談』や奈良での伝承ではいろいろであるが、本来は調理設備である竈が臨時に設けられる点に重要な意味があり、それが習俗の名称になったと思われる。

京都府木津町の木津御霊神社には一七の宮座があり、秋祭に奉仕する。各宮座では「本当」と呼ばれる当屋が決められ、神饌を調進する。『京都古習志』によると一〇月一六日に、当屋宅の台所の庭に芝を約四〇センチメートルの高さに積み、その上に大釜を据えて臨時の竈を作る。これを「竈築(かまつき)」と称する。翌一七日に神饌の餅を搗き、二〇日の本祭当日に一老から神社に奉獻される。そして二二日にはこの竈を砕くことになっている。神事の終了とともに竈が破壊されるのは、かわらけ等の祭器が破壊されるのと同様に古態を伝えるものであろう。この事例では破壊を前提とした竈であり、当屋宅の日常の竈を使用することを避けたとも考えられる。しかし奈良県下の当屋儀礼をみると、当屋宅の竈を使用する場合は嚴重に破い清めていることから、木津の事例は神聖な神饌を作るために日常の竈を使用することを忌んだと考えるべきであろう。

なお住居の中で日常性を否定して臨時の竈を築くのは、神饌の調理に限られたわけではない。黒田一充氏の調査によると、大阪府熊取町では苗代の糶時きが終わったあと、子供たちが各自袋を持って家々を回り、

「ヤッコメちようだい」と言つて焼き米をもらい歩く習俗があった。子供が集めた焼き米は、それぞれの親が平瓦の上に小さな竈を作つて小鍋をのせ、ワラビなどを入れて食べるようにしてやつたという。これは一般にトリノクチと呼ばれる習俗の一種で、東日本では広く分布している。注目したいのは、家に臨時の竈を作ることである。この焼き米は神に供えるとともに子供に与える事例が多いといわれているが、宮城県本吉郡では決して自分の家の者は食べないという^⑤。熊取町の事例で平瓦の上に石を三個置いただけの粗末な竈を作つたのは、神への神饌というより子供が演じる害鳥に与える食べ物として意識されたからであらう。『三河国吉田領風俗問状答』に「鳥の口」について「苗代への鳥のつかざるまじなひ也ともいへり」と記されているとおりである。

また死者に供える枕飯を炊くためや湯漕の湯を沸かすために、庭に臨時の竈を築くところがあるが、その理由は死者の穢が日常の竈に及ぶことを避けるためと説明される。しかし、神や害鳥、死者がその家の構成員の枠からはずれる存在と考ええると、それらのために日常の竈を使用することが避けられたとも解釈できる。換言すれば家の竈とは、その家の構成員の食事を調理する点に重要な意味があつたのではなからうか^⑥。以上の検討から庭竈の習俗において臨時の竈が築かれたのは、神饌を調理することに主たる目的があつたとみてよからう。

むすび

庭竈とは、本来、正月の神饌を調理するために庭に設けられた臨時の

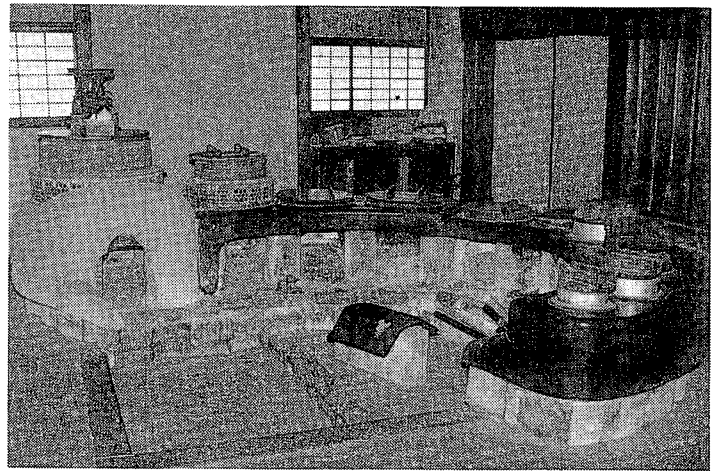


写真2 大竈と10の焚き口をもつ竈
(奈良県安堵町 中家)

の大竈であるという示唆に富む指摘をしている。しかし、神社で湯立てのために作られる臨時の竈をニワカベツツイすなわち俄竈と呼んでいる事例に言及して、名称の起源としている点については同意できない。庭竈の庭は、やはり土間である庭を指すことに本来の意味があるともみるべきであらう。

さて、庭竈が時間の節目に当たって、実際には新しい火を導入するという火の更新が行なわれながら、意識上は火の継続を確認する機会とな

竈であり、それが習俗の名称となつている。臨時の設備であることと、土間で庭に作ることは、この習俗が神饌を調理する儀礼であることを象徴的に示している。家族が餅などを焼いて食べる場とされるのはその後の変化であらう。なお松前健氏は内庭に設けられた大竈を庭竈と呼ぶとされ、庭竈の形の常設化が内庭

っている。この点は出雲国造家の火継ぎ神事の動機になっており、また儀礼にも民間の習俗と共通する部分があることから、階層の上下を問わず、先人が火に対して抱いた基層的な観念といえる。

このように、庭竈は奈良では娯楽の要素が拡大されて伝承されているが、本来は家の火に関わる宗教的な儀礼であった。

火の神について我が国では火そのものを礼拝するのではなく、火を管理する神が信仰の対象になったとされている。具体的には竈の神やいろりの神を指す。しかし、これらの神について考えるとき、火に対して抱かれた観念が火の神の性格を決定する要素として影響を与えたはずである。たとえば本稿で検証した火に対する「継統」の観念は、竈神のもつとされる家の神としての性格にもつながるものであろう。

註

- ① 内田賢作氏は竈神の性格として、火伏神、農神、産と子供の神、家の神、年神との共通性の五点を上げている(内田賢作「埼玉のカマド荒神信仰について」『日本民俗学』一三五号 一九八一)。
- ② 『奈良市史』民俗編 一五八頁 一九六八
- ③ 中田太造『大和の村落共同体と伝承文化』三三九頁 一九九一
- ④ 平山敏治郎校訂編集『大和国無足人日記』上巻 一二六頁 一九八八
- ⑤ 同 下巻 二〇〇頁 一九八八
- ⑥ 『奈良市民家調査報告書』奈良市教育委員会 一九八八
- ⑦ 前掲⑤ 三二〇頁
- ⑧ 「山本家百姓一切有近道」『日本農書全集』二八 二七五頁 一九八二
- ⑨ 黒川道祐「日次紀事」『日本庶民生活史料集成』一三三 九頁 一九八一
- ⑩ 井原西鶴「世間胸算用」巻四『日本古典文学大系 西鶴集下』二七五頁 一九六〇
- ⑪ 四時堂其諺『滑稽雑談』巻の一 ゆまに書房刊 四五頁 一九七八
- ⑫ 保仙純剛『日本の民俗・奈良』四九頁 一九七二
- ⑬ 近藤龍翁「恵美須草」『日本庶民生活史料集成』二三 二一九頁 一九八一
- ⑭ 天野信景「塩尻拾遺」巻五八『日本随筆大成』一〇七頁 一九七八
- ⑮ 「阿波国風俗問状答」『日本庶民生活史料集成』九 七七七頁 一九六九
- ⑯ 喜多村信節「嬉遊笑覧」巻一〇下『日本随筆大成』一四九頁 一九七九
- ⑰ 平井直房『出雲国造火継ぎ神事の研究』五九―六三頁 一九八九
- ⑱ 前掲⑱ 九八頁
- ⑲ 前掲⑱ 一〇〇頁
- ⑳ 前掲⑱ 二一九頁
- ㉑ 前掲⑱ 九九頁
- ㉒ 千家尊統前宮司は、本来は靈継式であるが時代が下がって火の継承が人々の耳目をひいて火継式になったとしている(千家尊統『出雲大社』二〇七頁 一九六八)。
- ㉓ 前掲⑱ 一〇二頁
- ㉔ 前掲⑱ 一五三頁
- ㉕ 前掲⑱ 一二二頁
- ㉖ 前掲⑱ 一二八頁
- ㉗ 前掲⑱ 二〇八頁

- ②⑧ 前掲⑰ 二〇一頁
- ②⑨ 前掲⑰ 三四一頁
- ③⑩ 谷川健一編『日本の神々』第七卷 一九九頁 一九八五
- ③⑪ 北島家方の秋上家には、この時の火種を火桶に入れて持ち帰り、杵築の国造家のお火所で終生使用したとの伝承があるという(文化庁文化財保護部編『民俗資料選集二一 火鑽習俗』二〇八頁 一九八一)。
- ③⑫ 前掲⑰ 六三頁
- ③⑬ 奈良県安堵町 中則夫氏宅にて筆者調査(平成四年九月)
- ③⑭ 雑賀貞次郎「牟婁口碑集」『日本民俗誌大系』第四卷 二二四頁 一九七五
- ③⑮ 野田三郎『日本の民俗・和歌山』二二三頁 一九七四
- ③⑯ 保仙純剛「奈良県に伝わる火の信仰」『近畿地方の住い習俗』一八〇頁 一九八四
- ③⑰ 前掲⑰ 二二一頁
- ③⑱ 前掲⑰ 一七二頁
- ③⑲ 奈良県安堵町 中則夫氏宅では竈の火は一年中絶やす事がないが、大晦日にはすべての火を消し、元旦の朝に主人が火打ち石で豆殻に火を着けて雑煮を炊く(平成四年九月筆者調査)。
- ④⑰ 鳥越憲三郎『琉球宗教史の研究』一五七頁 一九六五
- ④⑱ 網野善彦「中世『芸能』の場とその特質」『演者と観客』日本民俗文化大系 二〇一～二〇二頁 一九八四
- ④⑲ 高取正男「民俗のこころ」『高取正男著作集』三 六三頁 一九八二
- ④⑳ 井上頼寿『京都古習志』二二頁 一九三五
- ④㉑ 辻本好孝『和州祭祀記』八四頁 一九四四
- ④㉒ 『総合日本民俗語彙』「トリノクチ」の項 一九五五
- ④⑥ 「三河国吉田領風俗問状答」『日本庶民生活史料集成』九 六〇二頁 一九六九
- ④⑦ 竹田聰洲『日本の民俗・京都』二二〇頁 一九七三
- ④⑧ 飯島吉晴氏は出産の際土間に臨時の竈を作る理由について、産婦がこの世とは異なった世界にあることを象徴的に示したものであるとしている(『竈神廁神』一〇一頁 一九八六)。
- ④⑨ 松前健『古代伝承と宮廷祭祀』三五六～三五七頁 一九七四
- ④⑩ 民俗学研究所編『民俗学辞典』(一九五一)及び大塚民俗学会編『日本民俗事典』(一九七二)の「火の神」の項